

問い合わせ先

担当課 総務局 人事部 人事課
直 通 072-228-7907
内 線 5250
F A X 072-228-8823

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための職員の出勤抑制の拡大について

堺市では、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全庁をあげて取り組んでいますが、大阪府域においては、緊急事態宣言発令後も未だ同感染症の急速な拡大が確認されており、国から民間事業者への出勤抑制の要請もなされているところです。

そうした状況を踏まえ、感染症拡大防止と職員の安全確保の観点から、下記のとおり、テレワーク（在宅勤務）の利用や休暇の取得、業務体制の見直し等により、全体として5割（現行は2割以上）の職員が職場に出勤していない状況となるよう、職員の出勤抑制を拡大します。

記

1 実施期間

令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）までの間とします。

2 業務体制見直しの考え方

- ・ 市民向け窓口サービス業務は、体制を縮小し業務を継続
- ・ 市民生活を支えるインフラ等の維持管理業務は、体制を縮小し業務を継続
- ・ 行政内部の管理事務など市民生活に与える影響が小さい業務は、休止又は縮小
- ・ 市民生活への直接的な影響が小さい計画策定や事業の準備等は、実施の先送りを検討

3 出勤抑制の運用

- ・ テレワーク（在宅勤務）の利用や休暇の取得、業務体制の見直し等を実施
- ・ 職員間の接触機会を減少させるため、職場に出勤する職員のチーム交代制を検討
- ・ 感染症対策関連を除く庁内への照会・相談は原則禁止
- ・ 感染症対策・支援対策で新規又は増加した業務へ機動的に職員を投入